

## 令和6年度東海市死亡牛緊急処理円滑化推進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、牛海綿状脳症のまん延を防止するために、死亡牛に対して行う検査や処理に要する経費のうち農業者が負担する経費の一部を補助することにより、畜産農業の経営の安定化を図り、もって畜産農業の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「牛海綿状脳症」(以下「BSE」という。)とは、家畜伝染病予防法(昭和27年法律第166号)第2条第1項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。
- (2) 「死亡牛」とは、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づき県に対して、届出のあった満96か月齢以上の死亡した牛をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、東海市内に住所を有する酪農及び肥育業を営む者で市税を滞納していないものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員」という。)は、除く。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号に定める事業をいう。

- (1) 死亡牛に対して、家畜伝染病予防法第5条第1項に基づき県が実施するBSE検査
- (2) 愛知県死亡牛処理推進協議会が指定する方法により行う、死亡牛の収集運搬及び処理

### (補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び額は別表のとおりとする。

2 補助金の額は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 死亡牛処理整理票の写し
- (2) 愛知県死亡牛緊急処理円滑化施設整備事業助成申請書の写し
- (3) 市税完納証明書

(補助金の額の決定及び通知)

第7条 市長は、前条に定める交付申請書を受理した場合は、速やかに内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が決定した後に支払うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとする場合は、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。
- (3) 暴力団員等であることが判明したとき。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 補助対象経費              | 補助額    |
|---------------------|--------|
| 運搬費（農家から家畜保健衛生所まで）  | 2,000円 |
| 死亡牛のBSE検査手数料        | 4,000円 |
| 運搬費（家畜保健衛生所から化製場まで） | 2,000円 |
| 死亡牛の化製処理料金          | 2,000円 |